

## 所得税と同じように住民税も給与天引きできないの？

**問** 平成19年度から税源移譲により住民税の負担が増えています。現在、住民税を4期で納めていて、1回ごとの負担が大きくて大変です。所得税は給与から天引きされていますが、住民税も給与天引きにならないのですか？

**答** 住民税の納税方法には、<sup>※1</sup>特別徴収と<sup>※2</sup>普通徴収の2つの方法があります。給与所得者には特別徴収をお勧めします。所得税を給与から天引きしている会社などであれば、住民税も特別徴収することとなっていますので、勤務先の給与担当者へご相談ください。

### 〔※1・特別徴収〕

給与所得者にかかる住民税を納めやすくするため、給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税義務者が納めなければならない住民税を6月から翌年5月までの12回にわたり、給与から差し引いて、納税義務者個人に代わり事業所ごとにまとめて納める方法、いわゆる給与天引きです。

対象になる人は、その年の1月1日現在、市内に住所があり、前年中に給与の支払いを受けた人で、さらに、その年の4月1日現在、給与の支払いを受けている人です。

特別徴収は、年税額を12回に分けて納付する

ので、年4回で納付する普通徴収と比べて納税者にかかる1回ごとの負担が軽減されるほか、給与天引きなので納付忘れを防ぐこともできます。

なお、所得税を給与天引きしている給与支払者(会社など)は、住民税も特別徴収することとなっています。

※特別徴収についての詳細は、本庁・市民税課市民税係(内線1146)へお尋ねください。

### 〔※2・普通徴収〕

通常6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて、納税通知書で市町村から納税者に通知し、納税する方法です。年金所得者や事業所得者などはこの普通徴収で収めていただきます。

普通徴収は、『口座振替』が便利です(その他の市税・国民健康保険税・介護保険料についても口座振替での納付ができます)。口座振替は、毎月定められた日(納期月の月末。12月のみ28日。納期限が土・日・祝日の場合は翌平日)に自動的に預貯金口座から振り替えて納付しますので、毎月支払いに行く手間も省け、納め忘れもなく安心です。預貯金通帳、通帳届出印、納税(入)通知書を取扱金融機関へ持参し、お申し込みください。※口座振替についての詳細は、本庁・納税課収納係(内線1112)へお尋ねください。

# 税を考える週間

11月11日~17日



税金は、私たち国民が豊かで安心して暮らができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私たちにとっては、共同社会を維持するために必要な「会費」といえます。

11月11日から同17日までは「税を考える週間」です。

今年からの税源移譲により、私たちが納めている所得税と住民税(市・県民税)の税率が変わり、税について関心を持たれた人が多いのではないのでしょうか。今回は、皆さんからの住民税に関する疑問や質問にお答えします。

【問い合わせ先】本庁・市民税課市民税係(内線1143)

## ほかの市町村から引っ越してきた場合の住民税の納税先は？

**問** 私は、平成19年1月20日に、ほかの市から天草市へ引っ越してきました。平成19年度の住民税はどこへ納めることになるのですか？

**答** 住民税は、毎年1月1日現在で住所(住民票)のある人に対して、その住所地の市町村が課税します。平成19年1月1日現在で、あなたの住所(住

民票)は転入前のほかの市にあったのですから、その後、天草市に引っ越しても、平成19年度分の住民税は転入前の市に納めることになります。

なお、住んでいる市町村に住民票がない人でも、1月1日現在で実際に住んでいる場合は、住所があるものとして、住民税が課税されます。

## 今年亡くなった人の住民税は？

**問** 私の夫は、今年8月に他界しましたが、本年中に夫が得た所得に対する住民税はどうなるのでしょうか？

**答** 住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税しますので、

平成19年中に死亡された人に対しては、平成20年度の住民税は課税されません。

しかし、平成19年度の住民税は課税されます。この場合、亡くなられた人の相続人が納税の義務を引き継ぎ、住民税を納めていただくことになります。

## 給与所得以外の所得が20万円以下である場合も住民税の申告は必要なの？

**問** 私は、給与とは別に個人年金などの所得が15万円くらいあります。所得税の場合は20万円以下であれば確定申告は不要とのことですが、住民税の場合も申告しなくてもいいのですか？

**答** 所得税は、所得の発生した時点で源泉徴収を行っていることなどから、給与所得以外の所得が

20万円以下の場合には確定申告は不要とされています。しかし、住民税には、このような源泉徴収制度がなく、ほかの所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多い、少ないにかかわらず、必ず申告しなければなりません。



## 税情報

### 「税を考える週間」

#### 記念講演会開催

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて記念講演会を開催します。この講演会では、天草島内の中学生や高校生から募集した税に関する作文の入賞者の表彰・発表や、習字の入賞作品の展示も実施します。入場は無料です。

▶とき=11月15日(木)

午後1時30分~同3時30分

▶ところ=ホテルアグリガーデンズ天草

▶演題=「あなたのお店が短期間に繁盛する方法」。

▶講師=寄田幸司氏(医)ヨリタ歯科クリニック理事長)。

【問い合わせ先】

(社)天草法人会事務局 ☎244339

### 年末調整説明会を実施！

12月は、給与などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。次の日程で年末調整説明会が開催されます。

▶日程=●11月13日(木)午前10時~正午と午後2時~同4時…天草市民センター。●11月14日(金)午後2時~同4時…牛深総合センター。

### 税務署の代表電話が自動音声案内に変わります

11月1日から、熊本県内の税務署の代表電話が自動音声案内に変わります。

税務署の代表電話に掛けた電話は、自動音声でご案内します。案内に従って、国税に関する一般的な質問や相談を希望される場合は、「1」を押すかダイヤルすると「熊本国税局電話相談センター」につながります。また、個別の問い合わせや納付相談など税務署にご用の場合は、「2」を押すかダイヤルすると、「税務署」につながります。※「熊本国税局電話相談センター」は☎096-355-0014(直通)でも利用できます。

【問い合わせ先】天草税務署 ☎222510